

－ はじめに << 在留届 >> －

(1) 在留届とは

旅券法16条の規定により、外国に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本人は、住所地または居所地を管轄する日本国大使館、または、日本国総領事館に在留届を提出することが義務付けられています。つきましては、バングラデシュ国内に3ヶ月以上滞在される方、または見込まれる方は、必ず大使館まで在留届を提出してください(手数料無料)。

バングラデシュにおいて大規模な事故や災害等が発生した場合、大使館は在留届をもとに日本人被害(被災)者の有無を確認し、安否確認を行います。また、当地での長期的な教育・医療・安全等の対策を政府が検討するための基礎資料にもなることから、在留届はとても重要な資料となりますところ、ご協力お願いいたします。

なお、在留届をご提出いただいた後、バングラデシュ国外に転居される場合や、住所等記載事項に変更が生じた場合は、大使館までお知らせください。

(2) 届出方法

- ORRネット(在留届電子届出システム)登録は[こちら](#)から
- 大使館窓口
- FAX(880-2-984-1591, 880-2-988-2700)
- Eメール(consular@dc.mofa.go.jp)

大使館窓口にて在留届を届け出された方で、記載内容に変更が生じた方は(帰国、住所変更、連絡先の変更等)、「**変更届**」を提出してください。(ORRネットにて登録された方は、同ネットを介して変更手続きをすることができます。)

(3) 治安情報のお知らせ

在留届に記載されたメールアドレスに対して、治安に関する情報を発信いたします。

また、治安以外の一般領事事務に関するお知らせの配信を希望する方は、大使館からのお知らせに登録してください。登録は[こちら](#)から

1. 旅券手続き（一般旅券）

(1) 新規または切替発給申請

現在有効な旅券の有効期限が1年未満になるか、査証欄の余白が残り少なくなった時点で、旅券の切替申請をすることができます。

① 必要書類:

ア. 顔写真 2 枚(4. 5cmx3. 5cm)

注:6ヶ月以内に撮影したもの、正面、背景がなく、色は白または薄い青

イ. 現有旅券

ウ. 申請書(大使館にあります)

エ. 戸籍謄(抄)本 1 通

(旅券有効期間内の切り替え、且つ、本籍地等旅券記載事項に変更の無い場合不要)

オ. 以下掲載の領事手数料をご参照ください。

② 所要日数:4日(金土、休館日を除く)

旅券の種類:現在10年間有効旅券と5年間有効旅券があり、選択することができます。但し、20歳未満の方は5年間有効旅券のみとなります。

(2) 査証欄増補申請

現在有効の旅券の査証欄に余白が無くなった場合は、1回に限り増補することができます。

① 必要書類:

ア. 申請書(大使館にあります)

イ. 現有旅券

ウ. 以下掲載の領事手数料をご参照ください。

② 所要日数:2日(金土及び休館日を除く)

(3)紛失・盗難した場合

旅券は外国に於ける唯一の身分証明書であり、その保管には十分留意することはご承知のことと思いますが、万一紛失・盗難に遭った場合は、速やかに大使館に通報すると共に、最寄りの警察署にて紛失・盗難届を提出し、警察署が発行する紛失、または盗難証明書を入手してください。なお、旅券の再発給には外務本省より紛失・盗難旅券の発給事実を確認する必要がありますので、発給まで数日を要する場合があります。また、日本に直行帰国する場合には「帰国のための渡航書」を発給することも可能です。詳しくは、大使館までご連絡ください。

(ア)当地に在留している場合

申請 : 申請及び交付とも本人出頭

① 必要書類 : (※印のある届書は大使館に備え付けてあります)

(ア)一般旅券発給申請書 ※

(イ)紛失一般旅券等届出書 ※

(ウ)写真(縦 4.5 cm × 横 3.5 cm) 2枚

(注:6ヶ月以内に撮影したもの、正面、背景がなく、色は白または薄い青)

(エ)警察署からの紛失(盗難)届出証明書

(オ)戸籍謄(抄)本 (日本国籍を立証する書類(本籍地が確認できるもの))

② 所要日数 : 4日(金土、休館日を除く)

(イ)観光または出張等の当地非在留者の場合

国外へ出国するための航空券を持参の上、当館で旅券、もしくは渡航書の発給を申請

(旅券発給手続き等に必要な書類と日数は、上記同様となります。)

2. 各種証明手続き

大使館への申請件数が多い主な証明は次の通りです。

(1) 在留証明

(恩給、年給受給手続き、不動産登記手続き、在外子女の本邦学校受験手続き等本邦官公署等宛の証明。遺産相続手続きなどの場合は、銀行宛となる。)

- ① 発給条件: 当国に3ヶ月以上滞在していること、及び、申請人本人が出頭すること。
- ② 必要書類:

ア. 本人を確認できる公文書(旅券原本、写しは不可)

イ. 住所を確認できる書類(原本)

(バングラデシュ官憲当局発行の公文書(運転免許証)、家屋契約書、公共料金の領収書等)

(注)本人の住所氏名が記載されているもので、現在も住所の移動がないと認められるもの。ただし、在留届や日本人会名簿等のみに基づく発給はできません。

ウ. 所要日数: 2日(金土、休館日を除く)

(2) 署名証明

(本邦における不動産登記、銀行ローン、自動車名義変更手続き、遺産相続等に使用され、日本語の書類で署名すべき書類がある場合は、証明書と割印して綴り合わせての添付型の証明となり、署名すべき書類がない場合は単独型の証明となる。)

- ①発給条件: 代理申請は認められず、申請人本人が出頭し、領事担当官の面前で本人自ら署名していただきます。従って、事前に署名(及び拇印)したものや、拇印だけの証明は取り扱えません。

- ②必要書類:

ア. 本人を確認できる公文書(旅券原本、写しは不可)

イ. 日本語の書類で署名すべき書類がある場合は当該書類

ウ. 所要日数: 2日(金土、休館日を除く)

3. 戸籍・国籍手続き

(戸籍・国籍関係手続きに関する注意事項)

主な届出について掲載しておりますが、戸籍・国籍関係の場合は、ケースによっては複雑な手続きとなる場合もございますので、ご不明な点がございましたら、事前に当館までお問い合わせください。なお、当館にて受理した届出は、外務省(東京)を経由して、日本国内の届出者本籍地役場に送付され、戸籍に記載されます。当館にて届け出られてから、本籍地役場で所要の処理が終了し、戸籍に記載されるまでの期間は概ね2ヶ月を要し、当館には戸籍に記載された旨の連絡は入りませんので、ご自分で確認するようにしてください。また、日本の市区町村役場に直接届出をされる場合には、以下の書類以外の書類を要求される場合もありますので、届出をされる市区町村役場に事前に必要書類についてご照会されることをお勧めします。当館に届出する際に、必要となる書類は以下のとおりです。

① 出生届

ア. 出生届(大使館にあります)

イ. 出生した病院発行の出生証明書(原本)

ウ. 出生証明書の和訳

※誕生日を含めて3ヶ月以内に届け出る必要があります。仮に、国外にて出生し、出生により日本国籍のほか、外国国籍をも取得できる場合、出生届提出の際、日本の国籍を留保する意思の表示を行わない場合は、出生の日を含めて3ヶ月以内に届け出をしなければ、出生の時に遡って日本の国籍を喪失しますのでご注意ください。

※和訳分については、どなたが訳しても構いませんが、翻訳者氏名の記載及び印が必要となります。

② 婚姻届

(1) 日本人同士の場合

ア. 婚姻届(大使館にあります) ※証人2名の署名と捺印が必要です。

イ. 夫と妻の各戸籍謄(抄)本(原本)

(2) 配偶者がバングラデシュ国籍の方の場合で、既にバングラデシュの方式で婚姻されている場合

ア. 婚姻届(大使館にあります)

イ. バングラデシュ国法にて婚姻した証明書(原本)

イスラム教の場合は、婚姻証明書(ニカ・ナマ)、その他の場合は、特別婚姻法に基づく婚姻となるため、管区登録事務所(District Register Office)発行の婚姻証明書

ウ. 婚姻証明書の和訳(翻訳者名を明らかにしたもの)

エ. 外国人配偶者の国籍を証する書類(原本)(例:旅券等)

オ. 外国人配偶者の国籍を証する書類の和訳(翻訳者名を明らかにしたもの)

カ. 戸籍謄(抄)本(原本) 2通

※婚姻成立の日から3ヶ月以内に届け出る必要があります。和訳文については、どなたが訳しても構いませんが、翻訳者氏名の記載、及び、印が必要です。

※日本の民法の規定により、18歳未満の男性及び16歳未満の女性の方は婚姻できません。また、未成年(20歳未満)の方は、法定代理人(両親等)の同意書が必要です。

※なお、当国で婚姻成立後、短期間の滞在で日本に帰国予定の方は、日本の市区町村場に婚姻届を直接提出することもできます。大使館にて届け出した場合、通常、戸籍に載るまでに2~3ヶ月を要しますが、日本の市区町村役場に直接届け出した場合、1~2週間程度で戸籍に反映されます。

4. 領事手数料

領事手数料は、毎年4月1日に改訂されます。平成29年度分につきましては、以下別表を参照してください。手数料が細かくなっておりますので、お支払いの際は釣り銭のないようご協力お願いいたします。

(平成30年4月1日以降の申請)

種 別	タカ(TK)
旅券関係	
一般旅券の発給(10年旅券)	11, 430TK
一般旅券の発給(5年旅券)	7, 890TK
一般旅券の発給(5年旅券・12歳未満)	4, 290TK

一般旅券の発給(限定・記載事項変更等)	4, 290TK
一般旅券の渡航先追加	1, 140TK
一般旅券の査証欄増補	1, 790TK
渡航書の発給	1, 790TK

証明関係

遺言の公証	4, 070TK
国籍証明	3, 140TK
在留証明	860TK
出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	860TK
職業証明	1, 430TK
翻訳証明	3, 140TK
署名又は印章の証明	イ. 官公署に係わるもの 3, 210TK
	ロ. その他のもの 1, 210TK
遺骨証明	1, 790TK
原産地証明	3, 140TK
日本品の外国輸出証明	2, 710TK
船内遺留品目登録証明	640TK
航行報告証明	930TK
その他の証明	1, 500TK

査証関係

一般入国査証(一次)	一般	2, 140TK
	インド人	590TK
	イラン人	3, 570TK
数次入国査証	一般	4, 290TK
	インド人	590TK
	イラン人	7, 140TK
通過査証	一般	500TK
	インド人	50TK
	イラン人	3, 570TK
再入国の許可の有効期限の延長		2, 140TK
難民旅行証明書の有効期間の延長		1, 790TK

5. 在外選挙

海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」といいます。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ、2016年6月19日において満18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿等に登録され、在外選挙人証を持っている人です。従って、投票を行うには、事前に次の手続きにて在外選挙人名簿に予め登録を済ませておく必要があります。なお、登録されるためには、大使館の管轄区域内に3ヶ月以上継続して住んでいる必要がありますが、登録の申請は、住所を定めていれば、3ヶ月経っていなくても行うことができます。

(1) 手続き

- ア. 在外選挙人登録申請(大使館に申請用紙あり)
- イ. 在外選挙人証受領(申請後約2ヶ月)
- ウ. 在外選挙投票日に在外選挙人証と旅券を持参する

(2) 要件

- ア. 日本の最終居住地の市区町村役場に転出届を提出していること。
- イ. バングラデシュに到着して3ヶ月が経過していること。
- ウ. 在留届を提出していること(在留届を提出していない場合には、公共料金、住居契約書等で、3ヶ月以上在留している事実が確認できるものをご持参ください)。

投票場所は在バングラデシュ日本国大使館内領事待合室にて、日本国内での選挙投票日に先立ち、公示日の翌日から(衆議院議員選挙の場合、国内投票日の12日前より、参議院議員選挙の場合は公示日17日前)より選挙の期日の5日前までを原則とし、午前9時30分～午後5時まで実施されます。投票には在外選挙人証及び旅券が必ず必要になります。具体的な投票期間については、選挙毎に当館よりご連絡いたします。

6. 査証

査証は日本を訪問する外国人に対し発給するもので、当館での手続き等詳細は別途当館HPに掲載(英語)してありますので、右をご参照ください。また、外務省HPにおいても、「渡航関連情報」の中で、査証に関する様々な情報を掲載しており、申請にあたって必要となる書類や申請書類をダウンロードいただけますので、右をご利用ください。

外務省 HP

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>